

令和2年12月9日

令和2年第3回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会資料

(令和2年12月7日付託分)

附属資料

総務局

目 次

	ページ
行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例 新旧対照表	1

行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例（昭和39年神奈川県条例第79号）新旧対照表

改 正						現 行								
別表（第2条関係）						別表（第2条関係）								
区分	単位	金額				区分	単位	金額						
		第一級地	第二級地	第三級地	第四級地			第一級地	第二級地	第三級地	第四級地			
第一種電柱	1本	2,370	1,880	1,560	1,450	電 柱	本柱	1本	3,540	2,790	2,230	2,140		
		円	円	円	円				円	円	円	円	円	
第二種電柱		3,650	2,890	2,400	2,230		支線柱 支線 街路照明 柱	1本（ 条）	950	740	600	570		
		円	円	円	円				円	円	円	円		
第三種電柱		4,920	3,890	3,240	3,000									
		円	円	円	円									
第一種電話 柱		2,120	1,680	1,400	1,290									
		円	円	円	円									
第二種電話 柱	3,390	2,690	2,230	2,070										
	円	円	円	円										
第三種電話 柱	4,660	3,690	3,070	2,850										
	円	円	円	円										
その他の柱 類		210	170	140	130									
		円	円	円	円									
共架電線	共架する電柱 1本	1,660	1,320	1,090	1,020	看板	表示面 積1平 方メー トル	7,410	4,580	1,980	1,670			
		円	円	円	円							円	円	円
		円	円	円	円							円	円	円
看板	表示面 積1平 方メー トル	8,010	4,730	1,510	1,040	標識	1本	3,290	2,590	2,080	1,990			
		円	円	円	円			円	円	円	円			
標識	1本	3,390	2,690	2,230	2,070	管 類	外径が 0.07メー トル未満 のもの	86	68	54	52			
		円	円	円	円							円	円	円
		円	円	円	円							円	円	円
		円	円	円	円							円	円	円
		円	円	円	円	外径が 0.07メー トル以上 0.1メー トル未満 のもの	120	97	78	75				
		円	円	円	円						円	円		
		円	円	円	円						円	円		
		円	円	円	円	外径が 0.1メー トル以上	180	150	120	110				
		円	円	円	円						円	円		

改 正					現 行					
0.15メー トル未満 のもの					0.15メー トル未満 のもの					
外径が 0.15メー トル以上					外径が 0.15メー トル以上					
0.2メー トル未満 のもの					0.2メー トル未満 のもの					
外径が 0.2メー トル以上	長さ1 メートル	250円	200円	170円	160円	長さ1 メートル	250円	190円	160円	150円
0.3メー トル未満 のもの					0.3メー トル未満 のもの					
外径が 0.3メー トル以上		380円	300円	250円	230円		370円	290円	230円	220円
0.4メー トル未満 のもの					0.4メー トル未満 のもの					
外径が 0.4メー トル以上		510円	400円	340円	310円		490円	390円	310円	300円
0.7メー トル未満 のもの					0.7メー トル未満 のもの					
外径が 0.7メー トル以上		890円	700円	590円	540円		860円	680円	540円	520円
1メー トル未満の もの					1メー トル未満の もの					
外径が1 メートル 以上2メ ートル未 満のもの		1,270 円	1,010 円	840円	780円		1,230 円	970円	780円	750円
外径が2 メートル 以上のも の					2メー トル以上 のもの					
		2,540 円	2,010 円	1,680 円	1,550 円		2,470 円	1,940 円	1,560 円	1,490 円
		5,090 円	4,030 円	3,350 円	3,110 円		4,930 円	3,890 円	3,110 円	2,980 円

<p>備考 1 「第一級地」とは、横浜市、川崎市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、大和市、海老名市、座間市及び綾瀬市_____の区域をいう。</p> <p>2 「第二級地」とは、相模原市、横須賀市、平塚市、小田原市_____、秦野市、厚木市、伊勢原市_____、三浦郡葉山町、高座郡寒川町、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄上郡大井町、同郡開成町、足柄下郡真鶴町及び愛甲郡愛川町の区域をいう。</p> <p>3 「第三級地」とは、三浦市、南足柄市、足柄上郡中井町、同郡松田町、足柄下郡箱根町及び同郡湯河原町の区域をいう。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 「第一種電柱」とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、「第二種電柱」とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第三種電柱」とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。</p> <p>6 「第一種電話柱」とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、「第二種電話柱」とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第三種電話柱」とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。</p> <p>7 「共架電線」とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。</p> <p>8 「表示面積」とは、看板の表示部分の正面面積をいう。</p>	<p>備考 1 「第一級地」とは、横浜市、川崎市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市及び高座郡寒川町の区域をいう。</p> <p>2 「第二級地」とは、相模原市、横須賀市、平塚市、小田原市、三浦市、秦野市、厚木市、伊勢原市、南足柄市、三浦郡葉山町_____、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄上郡大井町、同郡開成町、足柄下郡真鶴町及び愛甲郡愛川町の区域をいう。</p> <p>3 「第三級地」とは_____、足柄上郡中井町、同郡松田町、足柄下郡箱根町及び同郡湯河原町の区域をいう。</p> <p>4 (略)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>
--	--